



## 第3回協議会開催

議会議員の任期、定数は継続審議となる



第3回合併協議会

4月15日、森吉町コミュニティセンターで3回目の協議会が開催されました。協議事項も、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」、「財産の取扱い」など、4町の合併に向けたより具体的で、地域住民の関心の高い協議に入ってきました。

# 第3回 協議会報告



第3回合併協議会の様子

平成16年4月15日に、森吉町コミニティセンターで、第3回合併協議会が開催され、7件の報告事項と4件の協議事項について話し合われました。  
結果は次のとおりです。

## 報告第8号

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部改正について

専門部会に新たに病院部会を加えました。

## 報告第9号

鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程の一部改正について

専門部会規程の改正に伴い、分科会の機構から、病院分科会を除きました。

## 報告第10号

鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程の一部改正について

事務局に新たに、電算準備室を加えました。

## 報告第11号

協議会委員の変更について

鷹巣町と合川町の議会議員の改選により、委員構成が変更になりました。

## 報告第12号

新市名称選考小委員会委員について

新市の名称について検討する小委員会の委員が決定しました。

## 報告第13号

新市名称の公募について

新市の名称の公募について、その要項と応募状況についての中間報告をしました。

## 報告第14号

電算システム統合について

合併に向けた電算システム統合を委託する業者が決定したので報告しました。

## 協議第14号

財産の取扱いについて

### 調整案

4町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区等、地元との調整が必要な事項については別途提案する。

財産の取扱いについては、次回に継続協議となりました。

## 協議第15号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（決定方法の確認）

調整案  
議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。



第3回合併協議会の様子

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次回に継続協議となりました。

協議第16号

**農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（決定方法の確認）**

調整案

農業委員会委員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し合併協議会で決定する。

農業委員会調整会議（各町農業委員会の会長等により構成）から提出された要望について承認されました。

- △新市に一つの農業委員会を置く。
- △4町の選挙による委員は17年7月19日まで在任する。
- △新市の選挙による委員の定数は30人とする。
- △鷹巣2、合川1、森吉2、阿仁町1の選挙区を設置する。



第3回合併協議会の様子

協議第17号

**平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会補正予算（第1号）（案）について**

先月解散した任意協議会の残余金と15年度予算からの繰越金の合計額1千656万3千円を歳入として、同額を新しく協議会機構に加えられた専門部の病院部会と事務局の電算準備室の事務費に充てる補正予算が承認されました。

## 合併Q & A

### Q. 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてどんな特例があるの？

A.

#### 1) 定数特例（合併特例法第6条）

定数特例は、設置選挙により選出される議会議員の任期に限り合併関係町の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍に相当する52人以内の定数を定めることができるとする特例です。

#### 2) 在任特例（合併特例法第7条）

在任特例は、合併関係町の議会の議員はすべて身分を失うという原則に対する特例であり、合併関係町の議員が合併後も2年以内で、引き続き議員として在任することができる特例です。

# 4月28日、合川町で開催された第4回協議会で協議された案件についてお知らせします。

## 協議第18号

### 地方税の取扱いについて（一部抜粋）

調整内容	(町 県 民 税) 均等割の税率については、地方税法の規定により3,000円とする。 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り、合併時に再編する。
	(固定資産税) 税率については、現行どおりとする。 納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り、合併時に再編する。
	(軽自動車税) 税率・納期については、現行どおりとする。

## 協議第19号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

調整内容	1. 4町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
	2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
	3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図る。
	4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

### ● 4町一般職員の状況

内容は全て平成15年4月1日現在

鷹 巣 町			合 川 町			森 吉 町			阿 仁 町		
【職員の定数及び職員数】			【職員の定数及び職員数】			【職員の定数及び職員数】			【職員の定数及び職員数】		
定数内職員数			定数内職員数			定数内職員数			定数内職員数		
事務局	条例定数	実配置									
町長	152名	141名	町長	92名	85名	町長	111名	89名	町長	85名	81名
議会	3名	3名	議会	2名	2名	議会	2名	2名	議会	2名	2名
教育委員会	47名	43名	教育委員会	14名	13名	教育委員会	23名	17名	教育委員会	17名	16名
農業委員会	5名	3名	農業委員会	2名	2名	農業委員会	2名	1名	農業委員会	2名	1名
選挙管理委員会	1名	1名	選挙管理委員会	0名	1名(1)	選挙管理委員会	1名	1名(1)	選挙管理委員会	1名	1名(1)
監査事務局	0名	1名(1)	監査事務局	0名	1名(1)	監査事務局	0名	1名(1)	監査事務局	1名	1名(1)
公営企業	8名	6名									
計 216名 197名			計 110名 102名			計 139名 109名			計 108名 100名		
※( )内は兼務、計は兼務を除いた分としています。			※( )内は兼務、計は兼務を除いた分としています。			※( )内は兼務、計は兼務を除いた分としています。			※( )内は兼務、計は兼務を除いた分としています。		

## 協議第20号

### 特別職の身分の取扱いについて

#### 調整内容

1. 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
2. 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

(特別職とは町長や助役、議会議員などのことをいいます。)

## 協議第21号

### 条例、規則等の取扱いについて

#### 調整内容

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
3. 合併後、逐次制定し、施行するもの。



第4回協議会での協議内容は、次回の協議会だよりでお知らせ致します。

**このたび、鷹巣町、合川町の議会の改選に伴い協議会委員に新しく次の方々が選任されました。**

町名	区分	氏名
鷹巣町	議会議員	千葉文吉
合川町	議会議長	佐藤吉次郎
合川町	議会副議長	吉田芳雄
合川町	議会議員	和田三九郎



岸部会長より新しく選任された委員へ委嘱状を交付

# 新市の名称についてたくさんのご応募ありがとうございました

新市の名称募集は4月30日をもって終了いたしました。  
たくさんのご応募ありがとうございました。特に、各町の小中学校の児童生徒のみなさんからたくさんのお応募をいただき、誠にありがとうございました。

監査委員が次のとおり新しく選任されました。

町名	委員区分	氏名	備考
合川町	代表監査委員	平川 忠夫	

新市名称選考委員は  
次のとおり決定いたしました。

組織名	委員区分	氏名	摘要
4町の長	第1号委員	岸 部 陸	鷹巣町
	；	佐 藤 修 助	合川町
	；	松 橋 久太郎	森吉町
	；	濱 田 章	阿仁町
4町の議会 議長	第2号委員	清 水 修 智	鷹巣町
	；	佐 藤 吉次郎	合川町
	；	庄 司 憲三郎	森吉町
	；	山 田 博 康	阿仁町
4町の長が 定めた学識 経験を有する者	第3号委員	檜 森 正	鷹巣町
	；	鈴 木 孝 子	合川町
	；	片 山 信 隆	森吉町
	；	三 杉 営 子	阿仁町

## 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受け付けして下さい。

なお、会場の規模により傍聴できる人数を制限する場合があります。

## ホームページリニューアル!!

4月15日より、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページが新しくなりました。

協議会の内容や、その他関連情報を提供しますのでご覧下さい。

## お知らせ

第5回合併協議会の開催について

日時：5月17日（月）午後2時

場所：鷹巣町中央公民館



鷹巣阿仁地域は豊かな自然がいっぱい。  
水仙の季節です。

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス [gappei@takaa.jp](mailto:gappei@takaa.jp)